

平成25年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成25年2月26日 午前10:00

○散 会 午後 0:27

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐 々 木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

10 番 佐 藤 義 久

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正 議会事務局次長 畠 山 靖 男



平成25年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成25年2月26日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（千田正英） ただいまの出席議員は19名であります。

なお、10番佐藤義久議員から所用のため欠席の届がありましたので、ご報告致します。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、19番佐々木嘉一議員、13番佐藤 昇議員、4番藤原幸作議員の順に行います。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。19番佐々木であります。ひとつ宜しくお願い致します。

平成25年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、衷心より御礼を申し上げます。

暦の上では立春、雨水も過ぎ、例年でありますと春の兆しがいちだんと感じられる季節であります。寒の戻りなどとは程遠い第一級の寒波が続いておりまして、無事平穏ということで慣れすぎた私どもに自然が警鐘を鳴らしているのではないかなというようなことで、そんな感じを致しております。

振り返って、私たちを取り巻く環境は、雪対策をはじめ自然環境の変化、国内外の諸情勢、殊に国政は強い日本を取り戻すことを政権公約とした政権交替があり、デフレ脱却、財政出動、成長戦略等、政治状況が大きな転換期を迎えることとなりました。

こうした中、日本は人口減少時代に入り、国・県・本市共に少子高齢化の進展は歯どめがかからず、人口減少傾向は続いております。

潟上市においても出生率の向上、雇用の機会と場所の確保など、大きな変化がなければ潟上市の人口も3万人を割り込むことは、余り遠くない将来にやって来るのではないかなと危惧しております。

先に、県調査統計課発表の2009年の市町村民経済計算推計についてマスコミ報道がありました。潟上市は残念ながら市民一人あたりは199万3,000円で全県25市町村中25位で

ありました。ちなみに1位は大潟村、2位はにかほ市、3位は小坂町であります。秋田県の平均は337万5,000円であります。

潟上市は、第一次産業をはじめ二次、三次産業の生産所得が少ないということでありまして、市勢活力の源泉に関わることであります。それぞれの市町村と致しましても、農林水産をはじめ建設、製造ほか生産所得が市民所得向上に寄与される配分所得の現状を表したものであると理解しております。

他方、こうした結果は市民所得向上のため、市政運営における重要な課題として市民生活に関わることであり、真剣に取り組むべきことであろうと私は思います。こうした観点を踏まえまして質問致したいと思っております。

まず1点目は、三選を目指す市長の政治姿勢並びに政権公約についてお尋ね致したいと思っております。

その一つは、市長三期目に臨む政治姿勢は、をひとつお尋ね致したいと思っております。

また2つ目は、合併後8年間潟上市の首長として、ご自身が評価されました成果並びにその評価についてお尋ねしたいと思っております。

3つ目は、三選出馬に当たり重点的に取り組むべき施策は何でしょうか。

4つ目ですが、この前、出馬表明で新聞報道がありました。安全・安心のまちづくりについて取り組むということでありましたが、具体的な施策をお尋ねしたいと思っております。

さらに5つ目ですが、潟上市自治基本条例と市政運営の基本認識についてお尋ねしたいと思っております。宜しくお願い致します。

大きい2つ目ではありますが、市政運営と総合計画の位置付けについてをお伺い致します。

去る23年5月に地方自治法第2条第4項に規定する地方公共団体の事務処理に当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行わなければならないと規定されておりましたが、改正によってその必要がなくなりました。このことに関しては、先般市長のご見解を質しておりますが、その際、これまでの方針を踏襲する旨の答弁をいただいております。

潟上市は基本計画を含め主要な計画については、自治法第96条第2項による議決事件として条例化されています。市政運営に関わる総合化した長期計画は策定手続きにおいては「市民、市長、議会」が種々議論を重ね導き出された、まさにまちづくりの「合意

書」であると思います。また、行政施策の進行管理、政策評価の観点から、市では行政評価の取り組みを内部評価から外部評価とされた旨伺っております。そのことは、市民に開かれた行財政運営と推進により事業目的を明らかにし、事業の優先順位、成果重視の施策を展開し、市民と協働のまちづくりを確立することであろうと思われまいます。こうした観点を踏まえ、市長にお尋ねしたいと思ひます。

1つは、基本計画、これ5カ年計画であろうと思ひますが、と、実施計画、実施計画は予算年度を初年度として3カ年計画、いわゆるその基本計画と実施計画のローリングによる管理と行政評価についてのご認識をお尋ね致します。

2つ目は、潟上市総合発展計画検討委員会は、自治法138条の4第3項に基づく審議機関として条例化すべきと思ひますが、市長のご見解をお尋ねしたいと思ひます。

したがって、潟上市総合発展計画検討委員会は、要綱ではなく自治法に準拠し、条例に基づく会議とすべきと思ひます。つまり、総合計画は市政の計画的な運営上、重要事項であることを申し上げたいわけでありまいます。個別法に基づく国民健康保険法や都市計画法等に基づいて潟上市は個別条例に基づき審議会を設置し、運営してあります。行政運営上、大事なことは要綱でやっておりますので、その辺、行政運営上のそごはないものでしょうか。

他方、首長選挙の際の政権公約は、総合計画との調整と確認がなされまして公約実現の手続きへと政策が進展するものと思ひわけでありまいます。

次に、新庁舎は新たな段階を迎えようとしてあります。この機会に、次について確認、検証することからお尋ね致します。

大きい3つ目は、新庁舎建設基本計画についてであります。

1つ目は、新庁舎敷地面積2万6,300㎡、構造は鉄筋コンクリート造4階建て、総床面積は8,617㎡、建設事業費41億1,200万円、これは土地代及び取得に係る調査費等は含まれておらないと思ひますが、と説明されました。

基本構想によれば、敷地面積が1万5,000㎡、鉄筋コンクリート造で床面積7,500㎡、事業費28億円として計画を進めてきました。こうした構想と計画の違いについて説明を求めたいと思ひます。

2つ目ですが、人口減少予測、行政改革等を考慮すれば、コンパクトにして機能的な庁舎建設ということも必要と思ひますが、そうした観点での検討はなかったでしょうか、お尋ね致します。

3つ目ですが、災害対策本部は床面積の増加をカバーしたような形で想定しています。各種災害発生の対応によって本部の立ち上げが異なると思いますが、具体的に説明されたいと思います。

4つ目ですけれども、新庁舎基本設計の完成と市民への説明、公表は考えておりますでしょうか、お尋ね致します。

大きく4つ目ですが、昭和北野南部地域農業集落計画についてお尋ね致します。

先般来、秋田市外旭川地区に大型店イオンの出店計画の発表があって、秋田市の受け入れについては、時折マスコミ報道により取り上げられております。こうした計画のことに関しては知るよしもありますが、一時、潟上市が計画地として浮上してきたことについて仄聞致しております。

旧昭和町の都市計画は、昭和45年秋田都市計画地域に編入、昭和46年に新都市計画法に基づきまして市街化区域を決定以来、現在は昭和地区はその面積189ヘクタールと伺っております。平成3年3月に「第三次の昭和町総合発展計画」の策定とともに、「昭和町南きたの地区田園居住区整備基本計画」を策定しておりまして、同時に「昭和町北野南部地域農業集落計画」も策定致しております。この計画は、集落地域整備法並びに都市計画法に基づくもので、良好な営農条件と居住環境を図ることから、それぞれに定められているものと存じます。

また、計画の策定に当たっては、市街化調整区域の開発手法として、地域住民をはじめ関係者の参画のもと、都市計画サイド、農林サイドの調整を経て策定されたものであります。こうした経緯を踏まえて、次により質問を致します。

質問の第1点は、昭和北野南部地域農業集落計画の現状は、今どのような状況になっておりますでしょうか。

2つ目は、本計画の事業実施の具体的計画は、どのようになっておるでしょうか、お尋ねします。

また、3つ目は、大型店舗のお話はあったでしょうか、その点を3点をお伺いしたいと思います。

大きく5つ目ですが、「人・農地プラン」並びに「地域営農ビジョン」についてお伺い致します。

潟上市の農業の方向については、総合発展計画後期計画に示されております。その内容は、現状と課題、そして、これからの取り組みについて、2、3ページにわたって述

べられております。

市農政の現状は、米の生産調整対策と転作作物導入と団地化を調整する「潟上市農業再生協議会」が国・県からの主食用米の生産数量の配分を経て、各農家へ配分協力依頼し、米の需給調整と振興作物の普及・推進をしております。さらに発展計画には、担い手対策としての認定農業者数や農地集積目標面積が述べられております。

先に、直売施設「食菜館くらら」建設に当たりましては「潟上市活性化検討委員会」を設置し、市長を会長として、地産地消を目指し、農産物の栽培振興とあわせ6次産業化も視野に発足しております。

また、「潟上市認定農業者協議会」の運営による担い手確保対策もあります。

また、本市は砂丘地の梨、リンゴ、花卉等が複合化も進んでおりますが、後継者対策という課題もありますし、それら対策も求められています。その他、中山間地域直接支払制度の活用、農地、水対策、圃場整備事業の実施などを進めております。

こうした現状に対し、毎年提出される潟上市農業委員会からの本市農業の現状を踏まえ、今後のあり方を「建議書」として市長に提出があります。その中で改廃農地の増加対策は、農地に立脚した潟上市は耕種農業にとって重要な事項であります。農業を含め地域社会は高齢化が進み、農業従事者の平均年齢は65歳後半となっております。あと5年後は農業の方向性を決定する分岐点であるとも言われます。

先般、国の2013年度予算が発表されました。特に農業予算関連では「攻めの農林水産推進本部」を設置し、農業が持つ多面的機能に対する直接支払いや担い手確保対策のほか、農産物の消費拡大や経営所得対策、農業基盤整備事業など、攻めの農業実現という名目と重要施策として発表がありました。

こうした国の施策と市の農業政策は、相互にリンクされ施策が実現されるものと思いますし、国も地方から施策要望のくみ上げにより政策として具体化されると思います。

先般、機会がありまして県内金融機関主催の「アグリブリッジフォーラム」に参加しましたが、県内外の先進農家、市場関係者、金融関係者、行政関係者が参加し、農業を成長産業として捉え、それぞれの立場で意見を述べられておられました。潟上市農業も唯一独自の方向もあるかもしれません。それはまさに市政を担う市長のまちづくりに対する、農業に対する理念とその実現する手段を示すことではないかと思います。そして、長期的な視点と当面する課題について取り組まなければならない基幹的産業であります。こうした観点から次により質問を致します。

1つは、国が策定を進める「人・農地プラン」いわゆる地域マスタープランの策定について、この課題に対する取り組みはあるのか、状況をお知らせしていただきたいと思っています。

このことに関しては、国では昨年から進めております。各団体が取り組んでおります。それは、集落や地域単位での話し合いにより、農地の受け手、出し手を決め、集積を図っていくことが基本としております。要するに、農家、地域の末端の声を聞くことから始めることのようにあります。現に農地の利用権設定申請の農業委員会の窓口にも変化の兆しも、課題もあることを伺っております。ひいては地域社会のあり方にも関わってくる課題でもあります。このことに関連してJA自身が農地の受け手となるべくJAの出資型法人を設立し、受託と改廃農地の防止に寄与するという動きもあります。こうした状況下、次についてお尋ね致します。

2つ目ですが、JAが推進する「地域営農ビジョン」の策定推進と「人・農地プラン」の一体的計画策定についてであります。

JAでは全国的に地域営農ビジョンの策定実践強化運動を進めておりまして、その内容は既にご案内のことと思いますが、行政が策定する「人・農地プラン」と「地域営農ビジョン」は、相互に計画部分を補填し、支援部分の分担が具体的に求められております。潟上市農業について、産業振興の一端として時代の要請に応じて、現に抱えている課題を乗り越え、将来展望の持てる計画づくりを農家、関係団体と連携を図り、計画策定を進めるべきと考えますが、市長の所信をお尋ね致したいと思っております。

以上申し上げましたが、郷土の農聖と言われる石川理紀之助翁は、その歌ごころをもって私どもに諭しておられます。それは皆さんご承知かと思いますが「村に村 郡に郡 国に国 思う人なき時は危うし」——「村に村 郡に郡 国に国 思う人なき時は危うし」とされております。

以上、質問席からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目「三選を目指す市長の政治姿勢並びに政権公約について」は私が、2つ目については副市長が、3つ目については部長待遇企画政策課長が、4つ目と5つ目については産業建設部長がお答え致します。

ご質問にお答えする前に、一般質問の通告書には「県調査統計課より2009年度の市町村経済計算推計が公表され、潟上市は市民一人当たりでは全県最下位であり、市勢活

力の源泉に関わること」とのご指摘がございましたので、この点についてあらかじめ申し上げたいと存じます。

先に公表されました同調査であります。本市の人口一人当たりの総生産額は199万3,000円であり、確かに全県25位でございました。これは「市内における総生産額に対する調査」であり、ここでいう「総生産額」とは市内で生産された財貨・サービスの売上高を貨幣評価したものであります。したがって、本市のように勤労者の多くが市外に就労している場合、これらが市内の総生産額に含まれないのは当然であり、また、算出に用いる人口が総生産年齢人口ではなく全人口であることから、実際には就労していない乳幼児など若年層が多い場合は一人当たりの生産額は当然低くなることなど、本市の都市型特性が極端に象徴されたものと言えるものであります。したがって、一概に市民の生産所得が低いということにはなりません。

ちなみに、同調査における一人当たりの所得は県内で15位となっております。

また、前年度との市内総生産額の増加率の比較では、全県平均がマイナスの0.8%であります。本市は0.5%のプラスとなっております。決して活力がないまちではないことを数字が裏付けている結果となっております。

なお、「生産性」に関連して付言させていただきますが、民間シンクタンクの財団法人関西社会経済研究所が平成22年2月に発表した、決算や職員数などのデータに基づき、人口一人当たりの自治体職員の人件費を試算した「自治体行政の生産性に関する研究」では、全国780の市の中、潟上市は生産性ランキングで全国21位、県内13市中1位であったことを申し添えておきます。

さて、ご質問では「政権公約について」となっておりますが、私は市民と市のために全身全霊で取り組んでおり、「政権」を担っているという認識はございませんので、ここでは「選挙公約について」ということで答弁させていただきます。

それでは、ご質問の1点目「市長三期目に臨む政治姿勢について」であります。

先の施政方針で申し上げましたとおりでございますが、潟上市誕生から8年目、まさに合併の集大成というべき時期を迎えております。潟上市誕生に大きな責任を有する一人として、潟上市に住む人々が、今を、そして将来においても心豊かに安心して暮らせる郷土「潟上市」を創っていくこと、その基盤を確固たるものとして次の世代に引き継いでいくことが私に課せられた責任であると認識しております。

これまで同様、対話と協調を大切にしながら、このまちに住んで「安らぎ」の感じら

れる空間を創出し、市民一人ひとりが輝きながら成長・発展する地域を目指し、そのときどきで議会や市民の皆さんとご相談しながら、毅然かつ真摯に取り組んでまいります。

次に、ご質問の2点目「合併後8年間、潟上市の首長として私自身の成果と評価について」であります。

これまでの2期約8年を振り返ってみますと、1期目の4年間は潟上市としての一体性を高めるとともに、「心の合併」の推進に努め、また、多くの人との出逢いの中で感動し、叱咤激励をいただいた日々でもありました。これを象徴するのが平成18年の秋田県種苗交換会の開催であり、翌19年の秋田国体であります。いずれも大変な盛り上がりを見せ、盛会裏に執り行うことができたことは、ひとえに市民をはじめ議員各位、自治会長、各団体、ボランティア、園児から小・中学生に至るまでの多くの方々のご支援とご協力の賜物であったと思っています。

一方、「工場等設置奨励条例」を改正し、奨励措置の適用対象を「製造業のみ」から「多岐にわたる業種」へと拡大させ、企業が進出しやすい環境を整備致しました。合併後、5社の企業進出があったことは、「雇用の創出」とあわせ顕著な効果としてあらわれております。

また、1,000人規模の自殺予防のための「心の健康づくり集会」を平成20年2月開催するなど、関係機関とも連携を取りながら自殺予防に積極的に取り組んでまいりました。

さらに「市民憲章」をはじめ「総合発展計画」や「地域防災計画」といった各種計画や制度などの制定など、将来の潟上市を見据えた合併後のまちづくりの基礎固めを行った時期でもありました。

2期目は、これらを実行段階へと移行させ、市民の皆様が安心して心豊かに暮らすことに重点を置きつつ、「潟上市民であることを誇れるまちづくり」を目指し、潟上市に輝きを持たせる施策として取り組んだ「食菜館くらら」の建設は、農業のみならず水産業をも取り込んだ産業振興による地域活性化の起爆剤として様々な取り組みの場となり、また、ナイター設備を有し、人工芝では県内唯一の日本サッカー協会公認の施設となる「フットボールセンター」は、期間中連日盛況で「温泉くらら」との相乗効果による鞍掛沼公園一帯の賑わいの創出の一つとして誇れるまちづくりにつながっております。

また、輝きの象徴である子供たちの健やかな成長を願い、将来の幼保一体化施設整備の方向性を視野に入れた追分乳児保育園と追分保育園の統合、出戸こども園の設置など、子育て支援の拠点施設を充実させたほか、「子宮頸がん予防接種助成」、「特定不妊治

療助成」、「不育症治療費助成」など、県内でも先駆的に実施した事業などを通じて、安心して子育てができる環境づくりを行ってまいりました。

余談であります。これらの政策が評価されて秋田市内で潟上市へ引っ越ししたいという若い女性が相当数あると、あるお医者がお話をしてくださいましたことを報告しておきます。

さらに、津波ハザードマップの作成、小中学校の耐震工事、クリーンセンター基幹改良整備事業、追分地区の秋田市からの分水解消事業など、市民の安心・安全を確保する観点から、事業の計画的推進に努めてまいりました。

また、多くの市民の手で創り上げたまちづくりのルール「潟上市自治基本条例」の制定や、135年の歴史を刻んだ「豊川小学校」の閉校とともに「新生・大豊小学校」の誕生による新たな教育環境の充実、そして、百年の大計ともいえるべき「新庁舎建設」という歴史的事業が実現に向け動き出したことなど、潟上市のまちづくりの土台をつくり、また、新たな歩みを進めてこられたものと思っております。

この間にも、常に私は「行政改革・意識改革」の気持ちを持って行政運営に当たってきたこと、また、これを具現化させるため、合併直後の平成18年3月には「潟上市行政改革大綱」を策定し、早くから取り組みを進めてまいりました。

これまでの行政効果として、年々地方分権・権限移譲が進み、地方自治体の事務量が減らない厳しい時代にある中であって、人件費だけで約12億円を超える削減額となっております。

このように私は初代潟上市長として、まちづくりの夢を託された者の責任と誇りを胸に、これまで全力疾走してまいりましたが、この間に策定した「総合発展計画」に基づき各種施策は概ね順調に実行され、先に述べましたとおり具体の成果となっており、これを鑑みますと、点数化はできませんが、私自身では評価はいただけるものと思っております。

次に、ご質問の3点目「三選出馬にあたり重点的に取り組むべき施策について」であります。

本市にも例外なく訪れた人口減少と少子高齢化時代、地方分権改革、長引く景気低迷など、取り巻く社会経済情勢の変化は絶え間なく対応しなければなりません。

まず、重点施策の1つ目としましては「地震・津波への備えをはじめとする災害対策の強化による安心・安全なまちづくり」、2つ目は「参画と協働による市民主体のまち

づくり」、3つ目は「若者から高齢者まで生き生き暮らせる健康長寿と魅力ある地域づくり」、4つ目は「基幹路線や地域の玄関口の整備など、ふれあいを支える公共交通体系の整備」、5つ目は「産業の振興による活力の創出」、6つ目は「新庁舎の完成と行政改革の徹底による健全財政の堅持」であります。さらには「雇用の創出」、これは言わずもがなであります。これらに重点的に取り組み、潟上市のまちづくりを安定的に、さらに発展させてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、「安全、安心のまちづくりについて、具体的な施策について」であります。

まずは、県の「地震被害想定調査」の結果に基づく「津波ハザードマップ・改訂版」の作成による対応策の具体化、本市の地域防災計画の見直しなど、災害対策にしっかりと取り組みます。

また、市内の一部で強風・豪雨時に発生している浸水被害への対策を計画的に進めるなど、安心して暮らせる住環境の整備を推進致します。さらに、市道大久保小学校線（高田橋）改良事業、天王大久保線（大久保踏切）改良事業など、危険箇所の改修や地域間交流を促進する幹線道路（東西アクセス道）の整備による、道路網整備も進めてまいります。このほかにも「子どもを生み育てやすい環境づくり」や地域の防災拠点としての活用を踏まえた「学校施設の整備」を計画的に推進してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目「潟上市自治基本条例と市政運営の基本認識について」であります。

潟上市自治基本条例は、平成22年11月から策定を開始し、昨年6月定例議会での議決まで約1年7カ月の間、「条例策定委員会」、「100人委員会」、「パブリックコメント」の実施による多くの市民の参画と議会との協議を経て制定し、潟上市における自治の推進に関する最高規範であります。したがって、日本国民が日本国憲法を遵守しなければならないと同じく、みんなが本条例を遵守し運用してこそ生きていくことは言うまでもございません。

本条例は、住民自治の確立に向けた考え方を示す法的基盤であり、具体的には市民の参画・協働をより充実させていくことを市政運営の根幹に据えることを宣言したものであります。本条例にのっとり、今後も市民の多様化するニーズに的確に対応し、行政サービスの質を維持しながら、住民一人ひとりが生きがいを持ち、より心豊かに暮らせ

る地域社会の実現を目指してまいります。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の2つ目「市政運営と総合計画の位置付けについて」お答え申し上げます。

はじめに、総合計画についてであります。地方自治法改正による総合計画基本構想の法的策定義務の撤廃を受け、将来的には総合発展計画という体裁にこだわらない本市独自の計画づくりへの路線変更の可能性も思料されるところであります。市の計画策定に当たっては、これまでどおり市議会、市民のご意見等を賜りながら対応していくという流れを踏襲する考えであることは平成22年の9月定例会でお答えしたとおりでございます。

さて、ご質問の1点目「総合発展計画後期基本計画と実施計画のローリングによる管理と行政評価についての認識について」お答え申し上げます。

総合発展計画後期基本計画は、少子高齢化及びそれに伴う人口減少等、市を取り巻く様々な環境変化を踏まえ、また、各種団体の代表者や市民からなる「検討委員会」や議員の皆様のご意見・ご提言をいただき策定したものでございます。実施計画は、この基本計画に定められた基本的な施策を効果的に実施するなどの具体的な計画であり、主要な事業の年次計画や事業量などを明らかにしたものであります。これをローリング方式により毎年度見直しを行うことで社会経済情勢や市民ニーズ、財政状況などの変化に対応しているものであります。

一方、行政評価についてでございますが、総合発展計画に基づき行われている各種事業について、投入した経費に見合うだけの効果を上げているかを有効性・効率性の視点から評価し、課題を見出すとともに、実施計画の策定や予算編成、事務執行など、行政活動をよりよい方向に進めていくための取り組みであります。

評価については、総合発展計画と密接なつながりがあることは十分認識しておりますが、事務執行の手順を点検・見直しするという性格から、総合発展計画の進捗管理とは区別しているものであります。

なお、行政評価につきましては、総合発展計画に基づく各施策を庁内で内部評価し、外部評価委員会として設置した行政改革推進委員会において協議を重ね、評価をいただいております。

ご質問の2点目「潟上市総合発展計画検討委員会は自治法138条の4第3項に基づく

審議機関として条例化すべきと思うがどうか」についてお答えします。

国民健康保険運営協議会や都市計画審議会は、地方自治法による市の附属機関として位置付けられております。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条の規定による法必置の附属機関であり、都市計画審議会は、都市計画法第77条の2の規定による法任意の附属機関であります。

一方、鴻上市総合発展計画検討委員会の位置付けを附属機関とするのか、それとも私的諮問機関とするのかについては、特段法令により定められているものではなく、地方公共団体の裁量に委ねられているものでございます。したがって、要綱により運営しているものであることで行政運営上のそごがあるということではございません。

最後に、総合計画が市政の計画的な運営上、重要事項であるということは十分認識しており、冒頭申し上げましたとおり総合計画の今後のあり方とあわせて検討委員会についても十分に検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 19番佐々木議員の一般質問の3点目「新庁舎建設基本設計について」お答え致します。

ご質問の1点目「基本構想と基本設計の違い」についてであります。基本構想はまだ具体的な建設地が検討されていない中で策定されましたこと、また、基本構想の冒頭にもありますとおり、新庁舎建設に当たっての基本的な方向性を定めたものであることをあらかじめご理解いただきたいと思っております。

まず、敷地面積につきましては、平成24年2月8日開催の議会全員協議会並びに同年2月15日の議会臨時会での報告及び同年5月21日の議会臨時会での用地取得の議案に対する佐々木議員のご質問に、次のようにお答え致しております。

平成23年度事業で実施した調査業務の結果、土地面積については実測調査前の公簿面積3万9,000㎡に対し、候補地の調査結果では国有地等を含め4万5,303.51㎡（約1万3,704坪）となり、全体的に6,303.51㎡の面積の伸びがあり、新庁舎建設基本構想における必要面積1万5,785㎡（約4,775坪）に比較して約2.8倍の面積となるとの報告を致しております。用地取得の目安としてきた新庁舎建設基本構想における「新庁舎建設に必要な敷地面積を1万5,785㎡」に対しては、平成23年9月議会定例会における各

調査業務予算の審議におきまして、議会からは調査対象面積としていた3万9,000㎡についても一部議員から過大ではないかのご指摘があったことから、検討を加えた結果、県道秋田天王線に隣接する市有地及び農地等を除いた土地を建設予定地としたものであり、このような議会の経緯を踏まえて用地取得議案の議決をいただいたものであります。

庁舎の床面積につきましては、新庁舎建設基本構想では約7,500㎡としておりましたが、基本設計においては、最終的に8,617㎡となっております。

基本設計に当たっては、東日本大震災を踏まえ、階層と部屋の配置の見直しを致しました。階層は4階とし、1階市民ホールや待合ロビーなどは、災害時の一時避難スペースとして利用することも考慮して面積を増やしております。また、議会活動の中心となる4階フロアにおいては、利便性を考慮し、これまで議会との協議において要望されましたスペースを、ほぼ取り入れて設計を進めてまいりました。その結果、吹き抜け部分の一部を会派控室に変更したことや、大会議室と常任委員会室を入れ替えた際に、常任委員会室前のロビー面積を増やし余裕を持たせたこと、中央階段を避難階段として屋上まで使用できるようにしたことなどにより床面積が増えたものであります。

建設事業費について、新庁舎建設基本構想では実施設計委託料6,000万円、庁舎棟工事24億349万円、外構工事2億3,570万円、備品購入費1億円の算定で約28億円と想定しておりますが、基本設計作業段階での様々なご意見をもとに、先に述べましたとおり庁舎棟の延べ床面積が増えたことと建築単価の推移から見直しにより約6億1,200万円を増額したこと、また、基本構想策定時には組み込まれていなかった車庫等建築工事2億7,200万円、造成工事7,000万円、電算関係等移設費1億8,575万3,000円及び樹木伐採・伐根工事2,000万円など、新庁舎建設地の決定により精査した結果、必要となった事業費が約7億円となったものであります。

次に、ご質問の2点目「人口減少予測、行財政改革を考慮すれば、コンパクトにして機能的な庁舎建設という視点の検討はなかったか」ということではありますが、新庁舎建設基本構想の策定時においては、まだ潟上市の人口減少予測はなかったものの、基本設計は、基本構想第4章の基本理念（3）《効率性・経済性への対応》と致しまして「シンボリック要素や華美な要素は可能な限り排除し、機能性・効率性を追求し建設費の節減を図ります。」とする方針のもと、窓口スペースを中央、コアスペース（トイレ、階段、機械室等）は左右に配置することで来庁者にわかりやすい配置とし、執務スペースは行政ニーズの変化に柔軟かつ効率的に対応できるよう、レイアウトの自由度が高いオープ

ンな計画（柱間隔を広くする）など、建物の機能性、快適性、利用者の利便性に配慮するとともに、建物はほぼ整形とし、内部はシンプルで短い動線、コアスペース部分の廊下の幅員を狭くするなど、無駄のない平面計画としております。

このように新庁舎建設基本設計は、新庁舎建設基本構想を踏まえ計画されておりますことをご理解いただきたいと思います。

また、人口減少は直接庁舎規模を大きく変える要因とはなりません、床面積が基本構想に比較して増えておりますのは、ご質問の1点目でご説明したとおりの理由によるものでございます。

次に、ご質問の3点目「災害対策本部は床面積の増加をカバーした形と想定します。各種災害発生の対応によって本部の立ち上げが異なると思うが、具体的に説明を」という質問であります。

災害本部室の床面積につきましては、新庁舎建設基本構想において140㎡としており、基本設計においても同等の面積としておりますことから、床面積の増床とは関連致しません。

各種災害発生の対応に当たる本部の設置については、潟上市地域防災計画にありますとおり、災害の種別毎、現象、規模により段階的な体制を規定しております。

それでは、具体的な説明とありますので、地震災害の例を申し上げます。

準備体制は、生活環境課長が本部長となり、市内で震度3以上の地震が発生した場合、生活環境課長が必要と認めたときに設置されます。

警戒準備体制（警戒部）は、総務部長が本部長となり、震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発令された場合、市民生活部長が必要と認めたときに設置されます。

警戒本部は、副市長が本部長となり、震度5弱以上の地震が発生した場合、津波警報が発令された場合、副市長が必要と認めたときに設置されます。

災害対策本部は、市長が本部長となり、震度6弱以上の地震が発生した場合、津波警報・大津波警報が発令された場合、市長が必要と認めたときに設置されることとなっております。

したがって、災害の種別、災害の程度、災害発生後の被害想定等に応じた体制を執ることになりますが、新庁舎に当たっては、その全てを災害本部室を拠点として当てることとなります。

次に、ご質問の4点目「基本設計の完成と市民への説明、公表について」であります

が、あさって配布されます市広報3月号で基本設計が完成した内容をお知らせ致します。同時に、基本設計概要について市ホームページ内で公表すると共に、各3庁舎及び追分出張所内での閲覧を予定しております。

以上であります。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 一般質問の4点目「昭和北野南部地域農業集落計画について」お答え致します。

1点目「計画の現状」につきましては、本計画は平成3年3月に旧昭和町において、旧町南端部の国道7号線沿いの市街化調整区域内を中心に宅地開発への対応と農地の保全を目的として策定したものでございます。計画策定後ほどなく、激しい地域経済の変動による住宅需要の減衰や農業を取り巻く環境の変化により、担い手不足や高齢化が進むなど、計画策定から新市合併までの13年間、旧昭和町においても進展が見えない状況にあったことは佐々木議員がよくご存知のことと思います。

その中において、この地域に暮らしている方々の安全な生活を確保するため、計画にある集落道2本の整備と将来の宅地化を見通した農業振興地域内農用地区域指定の見直しを行っており、今後の土地利用の動向へ柔軟に対応できる現状となっております。

2点目の「本計画の事業実施の具体的計画」につきましては、本計画地域が含まれる市街化調整区域に限らず市街化区域においても、宅地開発等については民間主導で行われることが第一と考えております。市と致しましては、開発意向をお持ちの方々に本計画を十分ご理解いただき、計画の主旨に沿った事業展開をお願いしていきたいと考えております。

3点目の「大型店舗の話」につきましては、仄聞に基づく質問とのことであり、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、5点目「人・農地プラン」並びに「地域営農ビジョン」についてお答え致します。

「人・農地プラン」は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、5年後、10年後の農業展望が描けない地域が増えてきている現状を踏まえ、人と農地の問題を解決するための「未来設計図」として位置付けられております。このため、今後の中心となる経営体は誰になるのか、個人、法人、集落営農など、中心となる経営体へどのように農地の集積を進めるのか、また、兼業農家や自給的農家を含めた地域農業の

あり方はどうか、複合化・6次産業化などを集落・地域における話し合いで決めていくものでございます。

市では、農業者、農業法人等の皆様の話し合いを受けて「人・農地プラン」の原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する「人・農地検討会」を開催し決定していくこととなります。現在、座談会等で制度の説明を行うとともに、地域での話し合いをお願いしているところでございます。

なお、新規就農者のいる地域については一部策定をしております。

2点目のJAが推進する「地域営農ビジョン」の策定推進と「人・農地プラン」の一体的計画策定についてお答えを致します。

JAが策定する地域営農ビジョンは、厳しい農業環境の中で基盤である農業生産や地域農業の振興をどう図っていくかにあります。このため、市が策定する「人・農地プラン」がベースとなることから、相互のすり合わせを行いながら推進すべきと考えております。

潟上農業の振興や計画づくりについては、これまでも農家、関係団体と連携し、時代の要請や、そのときどきの課題を乗り越えてきておりますが、今後もその考え方は変わっておりません。

しかし、本市には218名の認定農業者がおりますが、市で把握している40歳以下の認定農業者は19名となっております。農業は農家が主体となって行うもので、行政は相談・支援などのサポートが基本であると考えておりますので、ご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 市長のことについては、大変ご丁寧にありがとうございました。

その中での5点目の市政運営の基本認識、いわゆる自治基本条例なんですけど、ちょっと私、協働と参画ということなんですけれども、自治基本条例は規範ということの文字のごとく、行動や判断をする場合の基準ということだと思います。それで、市長の責務ということで14条に、自治基本条例の14条にありますので、それについての考え方で私はお願いしたんですが、その他いろいろ申し上げました、市長は申しておりますが、それはやはり市長の権限であります総合調整権の中でやる問題だろうと思いますが、自治基本条例の14条にきちんと市長の責務と明言しております。議会も議会の責務、議員の責務ということで議会基本条例という形で、いわゆるこれからの議会運営をきちんとな

していくと。言ってみれば自治基本条例では、目的ではなくて手段を言っているのではないのかなと、私はそのように思っておりますので、ちょっと時間もありませんが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問の14条の市長の責務の考え方と、それと目的でなくて手段ではないかというご指摘ですが、私は両方だと思っておりますので、今後慎重に運営していきます。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） ちょっと昨日、韓国の大統領が就任式ありました。大統領は就任式で宣誓をしております。宣誓、いわゆる大統領としての自分のこれからの姿勢について。いわゆる自治基本条例の先進地でありますニセコの町長は、その自治基本条例に基づいてやはり宣誓をしておるということで、いずれ14条の具体化するならば、そういうこともあるのかなということも考えましたので、これは答弁ありません。そういうこともあります。

それから、2つ目の総合計画ですが、そのことはいわゆる市長の責務の第2項にもあります。総合的に計画を立てて総合的にやっていくということもありますので、これはやはり自治基本条例が市のいわゆる市政運営の一つの判断、いわゆる行動・判断基準になるのではないのかなと、その辺の関係を踏まえて私も質問したつもりではありますが、いずれ検討するということでもありますので、十分にその辺の整合性を考えながら検討していただきたいと思えます。

それから、新庁舎につきましては、これまでの経緯等わかりますが、人口減少は庁舎の規模、そういうことに関係ないというお話でしたが、それはなぜですか。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 19番佐々木議員に、人口減少と庁舎の規模の関連についてお答え致します。

前、今、合併特例債の活用に関する前の基準あったわけですがけれども、あれの庁舎基準、職員数、議員数、そういう内容が一般的な今までその基準となっていたものです。それをベースに各市町村、潟上市もそうですが、基本構想策定時においても起債の借入れ基準となる、それを基に実施していたものであります。それが人口減少であれ、事務量、あるいは職員の数、議員の数等によって行うものでありますので、人口が減少し

だから議員が少ない、職員が少ない、人口が多いから議員が多い、職員が多いという、それとまた業務量とは違う点がございます。そういう意味で人口と必ずしも比例するものではないという、そういう考えでありますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） そういう考え方もあると思いますが、私はいわゆる将来の財政負担、起債を借りるということは次の世代への負担を求めていると、そういうようなことなので、人口減少しますと、やはり負担する世帯が少なくなります。そうなりますと一人当たりの負担も増えてくると、そういう観点で考えてみましたが、いずれ計画する上ではもちろん例えば職員一人当たりとかそういう基準はなくなりまして、いわゆる自由裁量で総面積は決められますが、そういう視点がもう一つなければならないのではないのかなと、そういう観点で質問しております。その点についてはどうですか。将来負担。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、人口減少は直接的な基準とはならないということで、起債を受けるための材料として今も述べたとおりで、一人当たりの負担ということになると、実際はこういうこともあるんです。例えば今回の基本設計で4階の屋上は議会に全部スペースを置くと。そういうと、ある市民からは、私も考えておったんですが、人口減少は免れないと。だとすると、今の定数でよいかという議論も必ず出てくる。その場合、それを想定して議会の面積、スペースを狭くするということが短絡的な考えですので、そういうものを加味した面積であるということをご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 19番。あと1分です。

○19番（佐々木嘉一） わかりました。いずれ財政負担については、将来については、適債性、いわゆる起債を借りてやはり次の世代で返すということでありますので、そういうことも私は一つの計画には大きく影響することではないのかなと思っております。

いずれ時間がまいりましたので、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

次に、13番佐藤 昇議員の発言を許します。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） おはようございます。

この度、2月定例議会におかれまして、同僚議員の皆さんのご理解をいただきまして

一般質問の機会をすることができましたことを感謝申し上げます。

今冬は豪雪でございまして、大変厳しい寒さでございまして、市民の皆さんは大変な思いで生活されておると思っています。当局の皆さんにおかれましても、全般にわたる業務に対しまして大変御苦勞なさっておることに対しまして感謝を申し上げます。

私のこの度の質問は、農業問題1点でございます。先ほどの同僚議員の佐々木議員と農業をしております、思いは大体一緒でございます。

冬期間でありますと、現場において地域の農業の会合、あるいは総会、いろいろな農民の声を聞いておりますと、大変いろいろな切実な思いが伝わってまいります。その現場からの今最も大事だと思われる点を代弁して質問をさせていただきます。

一つは、「潟上市農業の現状と課題について」、1点目は、農業の担い手対策について、その一つ、担い手への基本的な施策は、農地利用集積事業の主体性は、中核農家への助成体制は。

2点目としまして、耕作放棄地の具体策について、その中で、面積の把握はしているものかどうか、予算措置はどうか、地域毎の対応策はどうか。

3つ目の潟上市各地域農業再生協議会について、これまでの協議会の検証は、新名称にふさわしい体質強化策は。

4つ目は、TPPの対応について、国・県に対する不参加要請はどうかということで、通告順に従って質問をさせていただきます。

近年の我が国を取り巻く気象状況は、夏は暑く、冬が寒く、降雪が多い。一部学者の説によると、40年周期で昔の気象が再来されるとしており、何となく理解できるような昨今であります。

一方、農業経営者は高齢化と相まって、ますます厳しい現実であります。

一方、一部の経営者は発想の転換をして、独自の経営戦略のもとに所得を大幅に伸ばして成功している例があります。潤いのある生活、健康な食生活には欠かせない安心・安全な食糧生産が今後求められると確信をしております。

本市の基幹産業である農業施策の展望について質問をいたします。

一つ、農業の担い手対策について。

高齢化によって今後離農を余儀なくされる状況下であり、持続可能な経営を進めるためには認定農業者等を中心とし、担い手への農地の利用集積が重要と位置付けられます。本市の水田面積おおよそ1,300ヘクタール、40%弱の転作、そのうち自己保全面積203ヘ

クター、そのうち昭和・天王地区の果樹、全市にわたる花卉、野菜の作付面積の概要と持続可能な施策をどう位置付けられておるものかをお伺い致します。

市当局におかれましては、いろいろな施策をしておりまして、食菜館くららでの販売、ハウス栽培の被害などの救済等、迅速に対応しており、施策と対応に一安心しておる現状でもあります。

先般12月定例会で一般質問をしており、その中でJAみなみで農地利用集積円滑化事業が承認可決されており、その諸施策が進められています。本市の農家はJA湖東にも関わり、湖東のJAにおいても今後6月の総代会に上程される見込みであるとのことですが、農地利用集積されることにより担い手が確保されるものと期待をしております。当局におかれましては、どう主体的に取り組まれるものか、その方策をお伺いをします。

農業は宿命的で弱い点は、自分で販売品は自己決定できないことであり、市場の動向に左右されております。安定した経営を持続するには、保護政策は世界の潮流でありまして、国の政策でもあります。一定の規模の耕作者からも法人同様の助成支援を関係機関に働きかけてほしいとの地域の要望があります。この点についてのご所見をお伺いします。

2つ目の耕作放棄地の具体策について。

昭和45年頃からの減反政策が施行されてより今日までの約40数年間の中で徐々に放棄地が増加し、今では優良農地の中に散見されています。今後、野放しにしておくと、さらに増加すること必至であると思われまます。農家は自分の土地に愛着を持っておりますが、年齢による体力には限界があり、耕作放棄を余儀なくされるものであります。

さて問題は、これ以上の放棄地を増加させないための方策が急務であります。潟上市水田面積3,100ヘクタールの中で放棄地はどのくらいの面積があるものかどうか。復元不可能な面積、可能な面積を把握する必要があると思われまます。この点についてお伺いをします。

当局におかれましては、大きな課題解決と推察し、関係機関と協議されると思われまます。解決策の一つとして耕作の受け手には市独自の予算措置などが検討すべきと思われまます。この点についてお伺いをします。

地域ごとに具体的な対応。

この問題を解決するための提言を申し上げたいと思ひます。

潟上市内において中核の認定農家、法人経営者が受け手となり頑張っておりますが、

大型機械のため農道が狭い、田面が軟弱で農機が入れないなど、まだまだ圃場整備事業、客土事業が地域ごとにより必要で課題が多い。その点において地域の土地改良区など協議をして改善を図る必要があると思われます。この点について当局のご所見をお伺いします。

各地域農業再生協議会について、3点目です。

水田営農転作関係の業務が主たる協議会の任務でありました。これまで、ときの政権が変われば方針と名称が変わり、いわゆる「猫の目農政」と言われてきましたが、当協議会は合併前の町の時代より、国・県・町・市との連携調整を地域ごとに農家の理解のもとに推進し、現在に至っております。

昨年においては、刈り取り期に長雨と早期の降雪により刈り取り不能の大豆転作田が天王地区でおよそ50町歩ほど発生し、当局のトップが、副市長ですが、東北農政局に実状説明をし、農家の被害を最小限に食い止める方策を実行したと聞いております。この協議会の構成メンバーは、各農業機関の代表者及び職員が幹事会の中に入り、これまで一定の役割を果たしてきたと思っておりますが、激動しておる農業情勢に対応するには、これまでの協議会だけではいま一つ物足りない感じを致しております。水稻関係、転作関係の協議だけではなく農業全般にわたり底上げ振興を図るには、この協議会を軸として各重点作物と位置づけられる部会制を設置し、幅広く課題解決に向けた真の各地域再生協議会に体質を見直すべき時期と思われますが、当局のご見解を求めます。

次に、4点目、T P Pの対応について。

国、県に対し強く不参加の働きかけを。

2010年10月、菅内閣発足所信表明でT P P参加検討打ち出す。2011年11月、ハワイA P E C首脳会議において、日米首脳会議で参加に向けての協議に入ることを宣言。2012年1月から2月、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドからは、日本の参加を「保留」扱いとしている。2013年現在、安倍内閣は「聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加には反対する」としてありますが、参加の是非についてはあいまいさが残っているように見受けられます。

私から申し上げるまでもなく、全国規模で農業団体等と幅広く強力に参加阻止の決議を上げており、緊迫した情勢下にあります。T P Pは農林漁業だけではなく医療等、地域経済に大打撃を与え、国家主権をも脅かす協定であります。本市の基幹産業も同様に打撃を受けること必至であると思われます。

平成24年12月に本市農業委員会による農業施策に関する建議書に、市当局、議会に対し働きかけの要請を受けておりますので、当局のご見解を求めますというふうになっております。

以上が私の質問をこの壇上から終らせていただきます。ありがとうございます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤 昇議員の一般質問の1つ目「農業の担い手対策について」お答えを致します。

1点目の担い手への基本的な施策については、厳しい農業環境の中で、農地の集積やコスト削減に向けた取り組みが重要と認識しております。このためハード面では、基盤整備事業やストックマネジメント事業等を導入し、水田の汎用化・水利施設の長寿命化を図っているところであります。また、ソフト面では、新規就農者を支援する未来農業フロンティア事業や農業機械等の購入に対し助成する農業生産力向上事業、県と協調助成する夢プラン事業やえだまめ生産日本一事業等を今後も継続実施し、担い手の育成に努めてまいります。

なお、転作水田における果樹、花き、野菜の作付面積は次のとおりでございます。果樹につきましては、天王地区では0でございます。昭和地区では4.5ヘクタール、飯田川地区では1.3ヘクタール。花きにつきましては、天王地区で2.1ヘクタール、昭和では0.3ヘクタール、飯田川では1ヘクタールでございます。野菜につきましては、天王地区で9.7ヘクタール、昭和では30ヘクタール、飯田川地区では28ヘクタールとなっております。

2点目の農地利用集積事業については、市では農地所有者を代理して利用調整活動を行うこととしております。これにより「貸し手」農家が自ら契約相手を探す必要がなく、安心して農地を託すことができるとともに、規模拡大や農地の集積につながっております。

しかし、今後の取り組みについては、国が推奨する「人・農地プラン」に位置づけられた担い手に集約されることとなります。このため、集落や地域の皆さんが主体となって話し合いを行い、将来展望を描いていくことが大切となります。現在、市では、農業団体と連携しながら座談会等で制度の説明しているところでございます。

3点目の一定規模の面積の耕作者も法人同様の助成支援を関係機関に働きかけてほしいとの件でございますが、市町村が認定している認定農業者や法人、集落営農組織、い

わゆる担い手については、助成支援の内容に差異はございません。

ただ、助成対象者が競合した場合は、作付規模や取り組み方針など審査されることとともに県でも法人化への誘導施策をとっていることから、法人組織の優先順位が高くなるのではと思われます。

2つ目の「耕作放棄地の具体策」についてお答え致します。

1点目の本市の耕作放棄地面積についてですが、転作のカウントという観点からは「無し」となっております。しかし、24年度の転作確認では209ヘクタールが自己保全管理となっており、そのうち約7ヘクタールについては農業委員会が農地パトロールを実施し、管理が不十分な箇所については徹底管理するよう地主等に通知を出しております。

一方、平成22年度に実施された米の戸別所得補償モデル事業では、自己保全管理等がある農家の方に不作付地の改善計画を提出いただき交付金を交付しています。この達成年度が24年度で終了し、25年度からは作付が行われない場合は所得補償交付金の対象水田から除外されることとなりますので、市では関係機関と連携し農作物の作付誘導を図っているところでございます。

また、耕作放棄地の解消策として耕作の受け手に市独自の予算措置についてのご提案ですが、平成21年度に1件、44アールが復田され、それ以降は相談や話もない状態であります。しかし、国の産業競争力会議において農業分野を成長産業と位置づけて改革を加速させる考えを示しております。今後の農業施策の変化に柔軟に対応するためにも検討が必要と考えております。

2点目の地域ごとに具体的対応についてのご提案でございますが、市では計画的に農用地の整備促進を図っている状況であります。基盤整備では既に天塩地区を実施しており、25年度は豊川地区の面工事が始まる予定で、野村、飯塚地区の農業水利施設等の整備も継続実施されております。また、本定例会の補正予算にも土地改良事業や県営事業が計上されており、地域や土地改良区から要望のあった事業については着々と整備を進めているところでございます。

ご指摘の地区はどこかわかりませんが、農家の理解や土地改良区からの要請があれば今後検討してまいりたいと考えております。

3つ目の潟上市各地域農業再生協議会についてお答え致します。

1点目の「これまでの協議会の検証は」と2点目の「新名称にふさわしい体質強化策

は」については関連がありますので、あわせてお答え致します。

平成22年度までは、需要に応じた米の生産調整や水田を活用した作物の産地確立を目的とした地域水田農業推進協議会という名称でありました。

平成23年度からは、戸別所得補償制度の本格実施をはじめ、「戦略作物の生産振興」や「地域農業の振興」を目的に地域農業再生協議会が新たに設置されております。

このように現在の地域農業再生協議会は、国においても検証され、転作に関連した課題のみならず農業の諸問題全般の解決に対応した組織になっております。構成委員も市議会やJAをはじめ集荷業者、農業法人、集落営農、農家代表など多岐にわたっていることから、部会の設置や体質の見直しは必要ないと考えております。

4つ目のTPPの対応について、国、県に対する不参加要請はどうかについてでございますが、この問題は農業のみならず国民生活の幅広い分野に影響を及ぼすことから、国民的議論のもと総合的な検討が必要と考えております。

その中で先日、日米首脳会談終了後に安倍首相から「聖域なき関税撤廃が前提ではなくなったことが確認できた」と表明したことにより、参加表明に向けた動きが加速するものと思われまます。一方、農林水産関係の議員からは政府に具体的な例外品目を含めた説明を求めるとみられることなど性急な動きに警戒感を強めていることから、今後の動向を注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 13番、再質問ありますか。

○13番（佐藤 昇） 当局におかれましては懇切丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

農業施策に関しては全般に即時対応するという体制もありまして、かなり広範囲にわたり手厚く施策を講じているということは十分感じておりますし、評価もしております。農業振興を今後図っていく上で、農業人としてこの市の将来というものがどういうふうに展開していくのかということは等しく農家人はみんな心配をしておりますが、この担い手確保が一番大事なことであります。

今、部長からいろいろご答弁をいただきましたが、私の視点はですね、今後潟上市の農業生産を高め発展していくためには相当なやはりデータ分析が必要ではないかと思っております。総合発展計画にもうたわれておりますが、農業の生産額等もろもろの統計は平成17年度よりない。それ以降10年間あるわけです。この間どのほど変化しておるの

かという現状把握というものがやはりあってもいいのではないかと考えております。平成17年度ですから、今25年ですね。この間やはり合併してから一度もこの農業変化というものの動向を調査、当局が示されておらないと、こう発表もしてないわけですから、これは是非私はやはり早急にやるべきではないかと考えております。そこから様々な分析があってどう対応すべきなのかということをもまずこのところで1点を申し上げておきたいと思っておりますし、特に担い手の中でも成長作物の分野があります。果樹だって天王地区、昭和地区にありまして、相当歴史と高品質ないわゆる梨等がありまして、先般も潟上市の農林大臣賞をとった、大崎の地区でおりますし、これをいかに持続させていくのかと。相当高齢化しておりましてですね、これをいかに継承していくのかということが大変危惧されておるところでございます。一方、花卉分野におかれましては、大変今ぼつぼつと若手が経営に参画しておりまして、かなりこの分野は成長できるものと思っております。等々、いろいろこの担い手策というものをやはりこの分野でも行政が主体性を持って、いわゆるビジョンを掲げながらどんどん引っ張っていくというような施策が是非必要ではないのかということをもこのところで申し上げておきたいと思っております。

次の農地の集積のいわゆる…。

- 議長（千田正英） 13番さん、担い手の答弁いらないですか。一問一答方式で。
- 13番（佐藤 昇） そのところをひとつ、ご見解をひとつお願いします。
- 議長（千田正英） データに基づいて計画を立ててもらいたいということ。
- 産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤議員にお答えを致します。

担い手のデータ等につきましてのことでございますけれども、いろいろ農業分野につきましては担い手の確保でも大変重要な部分でございます、その中では市と致しましては潟上市農業振興地域整備計画マスタープラン、23年3月に出しております。このデータが今私どもがある中では一番新しいわけございまして、その中でも担い手につきましては今現在横ばいというような状況でございます。やはりその中で一番重要な部分につきましては、やはり若い方の新規就農者という方々が一番大事だということでございます。そういう中では、今年は5名の方が新規就農者の補助金をいただくということで青年給付金というものを実施をするというふうな形で今現在進めております。

それから、データにつきましては、17年、その他に今年22年度にも農業センサスというものの、センサスが5年に1回ずつ行われていますので、そういうデータも活用しな

がら進めていきたいというふうに思っております。

それから、成長分野の作物ということではいろいろあるわけですが、やはり米につきましては、やはり今あるデータを見ますと平成8年から18年まではおよそやはり20億ぐらい落ちているという状況がございます。というのは、やはり転作が増えた部分、それから米の米価が下がったというようなことではございますので、やはりそれによって変わるものをこれから探していかなければならないということではございます。その中で先ほど話されました花卉等につきましては、面積等については増えている状況もございますので、その辺も含めてやはりこれから伸びていく部分の産業については農家の方々とも一緒に話をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうか宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） ただいま議長、1点だけですが、22年のセンサスのデータがあるということですが、これはやはり総合発展計画の後期計画が23年度に出しておりますので、そのところに是非その発表した、今までそのデータというものを聞いたことがございませんが、発表してあるんですか、内部で持っているんですか、それ。どういうことなんですか。その1点。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤議員にお答え致します。

調査は行っておりますけれども、まだそのデータがまとまってないという状況で、この後出てきた時点でそれを活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 22年でまとめてまだ、今25年になるのにまとまらないということは、どういう。

○議長（千田正英） データがまとまっていないということで。

○13番（佐藤 昇） どうなんですか。

○議長（千田正英） ご理解。

○13番（佐藤 昇） そんなに2年もかかるものなんですか。まとまったものが発表できない。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤議員にお答え致します。

国全体の調査ですので全体のまとまる時間というのは大変長くかかります。そういう関係で時間がかかるということでございますので宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） 私は潟上市の状況さえわかればいいんですが、この件はいいです。

次の2点目でございます。農地集積事業の主体性というふうにうたっていますが、JAが2つあるわけです。それぞれのJAが今度担い手の集積事業を実施されると思われるわけですが、この点についてやはり市がJA2つ持って進めていくということは地域のやはりそのJAの特色などあるわけで、この点について十分留意してですね、これから、これからのことですから、どうぞひとつその点、主体性を持っていくべきではないかと思いますが、その点のご見解をひとつどうぞ。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤議員にお答え致します。

農地の利用集積円滑化事業につきましては、前の議会の際に秋田みなみが行うということで佐藤議員に答弁をしておりますけれども、今までですと市でその行ってあったわけですが、農家としましてはやはりJAが行っていただけることによってやはりそのすぐに次の受け手の方々を探していただくというようなことでは大変いいということで、今の段階では市とJAと行えるような形になるということで、今後JAあきた湖東でも行えるようになりますと、やはり潟上市全域がそういうふうな形でJAと市で両方行えるというふうなことですので、やはりそういう意味では大変農地の集積というものを図れるという意味では大変喜ばしいことと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） ご答弁ありがとうございます。JAはJAですが、JA以外の民間の業者がそれぞれの地域におるわけですね。でも、そのいわゆる業者も相当な面積を農家の範囲に入れておりますので、その点はどうぞ指導といいますか、関わりを持っていくのかどうか、ひとつどうぞ。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤議員にお答え致します。

今のところ、民間のそういう動きは今のところ話は聞いておりませんので、あくまで

も今の段階では市とJAのみというふうな考え方になっております。

○議長（千田正英） 13番、よろしいですか、今の説明で。

○13番（佐藤 昇） はい。当局がまだその範囲だということですから、これ以上。まず私としましては、潟上市以内の全域にわたる土地の流動化でございますから、必ずそういうことも、民間の業者等もやはりこのところに関わりを持ってくるべきものだというふうに考えておりますが、これはこの点で終わらせていただきます。

次に、3点目の中核農家への助成体制ですが、今現在やはり潟上市でも相当な面積を持ってですね経営して足腰を強くしておる農家もたくさん出てきました。法人に対してはそれ相当の助成もしておるということで、今までもそれ相当のことはしておるんですが、これから高齢化に伴ってもう限界だということで受け手をいわゆる受託させる農家が増えたときに必ずこの問題が出てきて、絶対の農家の規模を持っている方々は法人同様にいわゆる何らかのやはり支援体制をとってほしいということでございますので、ご要望を申し上げておきます。この点は終わらせていただきます。

それから今度、中核、耕作放棄地の件でございます。これも先ほど部長からもいろいろ、あるいは同僚議員の方々からも触れられておまして、十分にこの利用集積のことについてひとつご配慮いただきたいと思っております。

それで、次に3点目に入らせていただきますが、潟上市の地域再生協議会の件でございます。一般質問の中にもありますように、その時々の方の進め方によって大変この現場の市も相当苦慮しているわけです。政権が変わってやり方も変わるということでは大変御苦労なさっておるわけですが、ただ農家から見ればですね、この協議会がただ水田農業だけで終わっていいのかどうかということも非常に心配しておるところなんです。私もそう思います。いつも市長にもお尋ねすることあるんですが、この市のいわゆる農業の発展をさせるためには、いわゆる現場の目線に立ったいわゆる農家の代表機関から検討委員を立ててやるのも一つの方法ではないかということをお尋ねしたことありますが、そういうことを含めて、まず当局の事務方からそのようなものを検討させるというふうなことを申した経緯もございます。

今の協議会のこれまでのことは、ほとんど転作関係の業務だけに結果的に終わっておるというふうには受け止めております。しかし今度、名称も地域の再生のいわゆる協議会だということから、まず方法としてはそのような民間のいわゆる検討委員会よりもこの協議会を軸にして農業発展させるためにいろいろな部会制を設けて幅広

くこの底上げを農業全般に図っていくべきではないかと考えておるところでして、その点を部長からひとつもう一度方策があるかどうか、考え方をお伺いします。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。質問の方はできるだけ簡潔にひとつ宜しくお願いしたいと思います。

○産業建設部長（児玉俊幸） 佐藤議員にお答え致します。

農業再生協議会につきましては、現在、私が幹事長となりまして天王地区、それから昭和飯田川地区の幹事長を行っております。これは事務段階のところでの関係する職員、例えばJA、それから共済含め、それから農政事務所の方々から入っていただいたり、関係する土地改良区、それから集荷業者、それから農家の代表者、農業委員会等含めていろんな方々から入って農業の全般にわたって協議をしているところでございます。それを踏まえて再生協議会というのが、その上の方の組織となっております。ですから、事務段階でいろいろもんだものを協議会の方へあげて実証していくというふうなことでございます。その中で当然やはり農家の方々につきましては、やはり転作の部分を含め大変大きいところでございますので、それが仕事の中ではかなりのメインにはなっているわけですが、その他に他の作物等につきましてもどのような補助の仕方をすればいいのかということも含めて、今現在進めているところでございます。

それから、その中には当然その耕作放棄地等のことも含め、いろいろ認定農業者の方々も入っておりますので、そういう組織の方も入っておりますので、やはり今後の担い手も含めたところもその中での話し合いというものは当然出てくるというふうに考えておりますので、今の段階では他に部会をつくらなくても今のこの組織をもっと強化しながらいろいろな議題を設けて話し合いをすればいいのかなというふうに思っていますので、どうか宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） 今、部長からお話ありましたように、やはりこの組織を強化していくということが1番いいかと思えます。今、部長もお話ありましたように、耕作の放棄地などを復元できるかできないかというものは地域の方が一番よく知っているわけで、これを十分機能させるということが大事かと思えますので、今後どうかひとつその点を進めてほしいと思えます。3点目は終わります。

次に、4点目のTPPでございますが、これは私から今申し上げるものでもないわけですが、結果としては毎日報道されておるような現状でございますが、農業サイドから

見れば大変厳しい現状にあるということは変わりがございません。

そこで、農業委員会も建議書でどうか市の方でも国、県に働きかけをして参加不参加を要請してほしいということにどう応えていくかということをお知らせしてあるものか、今後するものかどうか、そのご見解をひとつどうぞ。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤議員にお答え致します。

T P P の関係も含めて、農業委員会からの建議書というものは当然市の方に来ております。やはりその中で、建議書をいただいたわけでございますけれども、その中でやはり国の動向というのが一番重要でございます、やはり反対するというのが当然農業関係者の方々からのご意見でございますけれども、それを踏まえた中で、それを今の段階で国の方の動きというものを注視していかなければ、やはり関係団体との調整も図りながらということになると思っておりますけれども、当然、市と致しましてはやはり国の動向を注視していくというところにとどまるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） わかりました。これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（千田正英） これで13番佐藤 昇議員の質問を終わります。

お諮りします。お昼に入りますけれども、このまま一般質問を続行してもよろしいでしょうか。

（「議事進行だ」の声あり）

○議長（千田正英） 議事進行しますけれども。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（千田正英） 55分まで休憩します。55分から再開致します。11時55分再開です。

午前11時48分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

4番藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 今定例会に質問の機会を与えていただきありがとうございました。

お昼にかかりまして大変恐縮でございます。殿でございますので、宜しくお願い申し上げます。

げます。

潟上市の主要課題の中から3項目について市長の所見をお伺いするものです。4月に市長選があることから質問内容は総論的にし、各論的なことは省いております。

1つ、財政の健全化について。

地方自治は、憲法第92条に地方自治の本旨と表現されておりますように、地方における政治と行政を国から独立した地方公共団体の手に委ね、地域住民の意思に基づいて処理する原則であります。地方交付税法には、この地方自治の本旨という文言がこの法律の目的、運営の基本の2カ所に使われ、地方団体の独立性を強化することがうたわれております。

しかし政府は、25年度予算編成に当たって給与削減分とあわせ地方交付税を減額することとなった。また、地方公務員法を改正して、評価制度、退職後の人事管理などを国家公務員並みにするという報道もあり、地方分権、地方主権時代に逆行している感が否めないことは真に遺憾であります。

さて、平成25年度潟上市一般会計予算132億1,100万円を見ると、歳入で税金18.6%。地方交付税46.2%に見られるように自主財源は23.4%、依存財源が76.6%であることは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の健全化判断比率が基準未満であっても、国の地方交付税減額のこともあり楽観を許すものではないと存じます。多様な財政需要がある中で、財政構造の弾力性を測る経常収支比率から見ると政策経費はおおよそ10億円ぐらいと想定されます。今後は、自主財源比率の向上努力と一層の政策の選択と集中、評価、行政改革が肝要であります。期間延長された合併特例債の有効活用も含め財政の健全化計画は喫緊の課題であり、特に新庁舎を建てたので財政出動に制約があるというようなことはあってはなりません。事業実施計画に的確に対応した中長期の健全財政の構築構想を問うものであります。

2つ目、雇用対策について。

私は、雪が多く降ると朝5時頃から除排雪に当たります。すると間もない5時10分頃に近くの主婦が自動車出勤します。これは羽城TDK社員であった方が始業7時のため由利本荘市へ向かう姿であります。その上、2交替制がとられており、家族の格別な協力がなければ務まらない厳しさであり、いかに工場撤退の影響が大きいかがわかります。また、町内の後継者で、高校、大学を卒業して地元就職を望んでも職場がなく、県外に職を求めるといったパターンが定型化し、地域の過疎化を招いている現状であり、当

集落・潟上市だけでなく県政最大の政策課題として捉え対応すべきものと存じます。

潟上市の少し明るいニュースは、民間開発のメルシティ潟上の従業員募集ぐらいであります。雇用機会の増大は企業誘致ですが、産業基盤、集積化の脆弱など産業構造の社会情勢から厳しいものがあると存じます。しかし、市長のトップセールスと秋田県産業集積課へ職員を派遣をしておりますので、今度こそ企業誘致を図るものと期待するものであります。同時に地域産業である農林水産業、商工業の振興対策は最も有効で現実的な地域に活力をもたらす雇用対策として位置づけるべきであります。

活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくりを標榜している市は、新たな発想のもとに政策を推進してほしいものであります。また、潟上市の企業は少ないのでありますが、積極的な採用の働きかけなども雇用拡大の一環として大事であり、加えて市役所窓口対応についても検討する必要があるでしょうか。このたびの予算で緊急雇用創出臨時対策基金事業費1,267万1,000円を計上しておりますが、市長の雇用対策を問うものであります。

3点目は、人口減少対策についてであります。

潟上市の人口は、合併時の平成17年3月には3万6,000人を超え3万8,000人を目指すという目標があったほどですが、広報2月号による12月31日現在の人口は3万4,422人となっております。県内市町村の中では減少率の少ない方ではありますが、人口減少は地域の各般にわたる活力を奪う最も大きな要素であり、市政全般に影響が出てまいります。天王、昭和、飯田川、3地区の合併時と現在の人口推移はどのように変遷しているのかも、まちづくりに大きく影響します。特に、人口減に伴う空き家対策は、環境・防犯問題として一段と大きな政策課題となることは必定であります。潟上市総合発展計画後期基本計画の目標年次である平成27年度における人口目標は3万6,000人となっており、現在、既に1,600人台の目標減であり、合併時の人口からも同様減少となっております。潟上市の人口減少を社会現象として成り行きとして見るのか、立地を生かした政策をとって対応するのかの分岐点でもあります。市長の人口減少対策と今後の人口見通しを問うものであります。

大きく2つ目のジェネリック医薬品についてであります。これは5番菅原理恵子議員も取り上げておりますので大幅に割愛して結構でございますので宜しくお願いしたいと思います。

環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPは、国論を二分するほどの政治課題でありま

す。とりわけ農業分野だけがクローズアップされておりますが、国民皆保険制度に関わる自由診療拡大の問題、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の特許に関する知的財産の保護等に問題が派生し、供給が難しくなるのではないかと指摘もされております。また、先月29日の秋田魁新報によると、厚生労働省は今年4月から原則として生活保護受給者にジェネリック医薬品を使用してもらうことになったと報道しております。

一般質問は、このような政治課題ではなく、医療費個人負担の軽減、国保財政健全化、健康と保健活動と関連してジェネリック医薬品問題について質します。

私は薬を飲む機会がないのでジェネリックという言葉を理解しておりませんでした。市民からジェネリックカードを見せられ、なぜもっと力を入れて推進しないのか、税金のことも考えているのかという厳しいご意見をいただきました。今でも忘れることのできない納税者の声として脳裏に残っております。

潟上市健康保険事業特別会計に一般会計から毎年3億円近い繰出金があります。経常収支比率89%台の財政では大きな負担額です。このような保険財政悪化から、国、県、市町村ともに国保財政健全化のためにジェネリック医薬品の使用を推奨しており、潟上市においてもパンフレット等のPRを一段と強化して使用促進していることは評価するものであります。しかし、さらに医療機関（医師）、薬局（薬剤師）との連携が肝心です。一例を挙げると、後発医薬品への変更が全て不可欄に医師の署名等がある処方箋は、潟上市が84.1%ですが、県内25市町村で最も少ないにかほ市は14%であり、取り組み格差が大です。秋田市内の病院の中には院長名のお知らせで「後発医薬品の使用に努めており、後発医薬品使用体制加算を算定しております。」とありますように連携強化が大事であります。加えて、使用患者が幾らの医療費軽減となったのかを明らかにする国民健康保険のジェネリック医薬品軽減額通知を県内市町村のうち、この2月までに実施しておらないのは潟上市を含めて4市町村という資料が全国健康保険協会秋田支部から出されております。なお、後期高齢者医療では平成25年度より実施の見込みとのことであり、

昨今、広島県呉市のジェネリック医薬品の使用促進と電子レセプトの診療データ活用による健康管理が、市民の健康の保持増進、医療費削減1億円超によって国保財政健全化市財政に大きく貢献していることが全国的に注目されております。潟上市とは人口規模が違いますが、先進事例として参考になるものと存じます。

これらを踏まえ、次の4項目について市長の所信をお伺いします。

1つ、潟上市のジェネリック医薬品使用促進について、医療機関、薬局との協議はどのようにしておりますか。

2つ目、潟上市のジェネリック医薬品の使用割合と使用促進対策をどのようにとりますか

3つ目、軽減額通知実施の見込みはいつになりますか。

4、将来、電子レセプトデータ活用による保健活動をどのように考えてますか。

以上でございます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問の1つ目、「潟上市の主要課題について」は私が、2つ目の「ジェネリック医薬品について」は市民生活部長がお答えを致します。

ご質問の1点目、財政の健全化についてであります。

はじめに、平成25年度予算における政策経費が10億円程度とのご指摘ですが、平成23年度決算での経常収支比率が89.1%だったことを考慮すると、新規事業あるいは臨時的な事業に振り向けることができる経常的な一般財源収入は、4番さんのご指摘のとおり、おおむね10億円であります。

本市では財政の健全性を維持しながら政策予算に振り向ける財源を確保するため、自主財源の確保と政策の選択と集中、評価、行政改革こそ健全財政構築へ向けての基盤であると考えております。自主財源の代表的なものは市税ですが、これまでも申しておるとおり、課税客体の適正な把握と課税、確実な収納に加え、企業誘致などによる税源の確保が重要であります。施政方針でも申しましたが、平成25年度は企業誘致活動のため職員1人を県東京事務所に派遣し、雇用の拡大と税源の拡大を図ることとしております。

私は先日、東京の県企業立地事務所に出向いて山口室長さんと情報交換を致しましたが、その中で山口室長さんは、東京で企業に、企業は初手からはなかなか話にのってこないと。企業誘致の可否は別として、やはり東京で企業に足を向けることは大切なことだと、こう言っておりました。

政策の選択と集中については、財政事情や緊急性、市民の意向等を勘案し取捨選択されることになりまして、市民の安全・安心を重視した政策や市民生活に密着した事業は当然ながら優先順位の高いものになると思います。

行政改革については施政方針でも申し上げたとおりで、「市民に開かれた市政の推

進」、「簡素で効率的な行政運営の確立」、「地方分権に対応できる行政システムの構築」、「健全な自治体運営の推進」の4点を重点テーマとして推進し、多様化する行政需要に柔軟かつ適切に対応できる財政基盤の確立に努めてまいります。

なお、合併特例債については期間が5年間延長されましたので、有効活用できるような所定の手続きを踏んでまいります。

ご質問の2点目、「雇用対策について」お答え致します。

長引く社会経済情勢の低迷により、本市においても昨年のTDK羽城の工場閉鎖は雇用環境に大きな影響を及ぼしました。一方で、メルシティ潟上の新設や五洋電子の工場増設計画は、新規雇用枠の創設という視点において歓迎すべき材料と言えます。

本市においては、昨年より県産業集積課への派遣している職員が本年は引き続き東京の県企業立地事務所へ勤務となることから、首都圏での企業関連情報の収集を強化して、あわせて「潟上市工場等設置奨励条例」の優遇制度を活用するなど企業進出のための環境整備に努めることとしております。

また、昨年度で終了予定であった緊急雇用創出臨時対策基金事業が25年度においても重点分野において継続されることになり、市においても9名の雇用が確保されることとなっております。

地域産業の振興対策では、農林水産業の収益性の向上と雇用創出を図るため、地域再生事業により整備した「食菜館くらら」において、市民179名が出荷組合員としてそれぞれ農産物等を出荷販売しております。また、地元農産物を活用した加工品の販売も好評を得ており、オープン2年目となる本年度は各組合員等がさらに創意工夫を重ね、販売金額を伸ばしております。なお、先日その会議の席上で会長からは、年間の売上げ1億円に150万少なかったというような報告を受けて、健闘しているのではないかと思った次第でございます。

なお、雇用拡大の一環として平成21年度より商工会で実施している求人コーディネーターの設置による求人の掘り起し事業や市役所窓口ではハローワークとの連携による求人情報の提供を行うなど、今後においても引き続き、商工会や市内企業との情報交換・連携を密にしながら、常に柔軟な発想のもと時宜に適った施策を展開し、市民の雇用環境の改善に努めてまいります。

ご質問の3点目、「人口減少対策」についてお答え致します。

潟上市の人口においては、22年10月に実施された「国勢調査」の結果に見られるとお

り、この5年間で1,372人の人口減少がありました。この背景には、自然減はさることながら地域を取り巻く環境の厳しさが出た結果でもあると思っております。その一方で、日本全体が人口減少時代に突入したことから、もはや各々の自治体だけの問題ではないことも事実であります。

本市独自の推計ではございませんが、「国立社会保障・人口問題研究所」による平成20年12月現在であります将来人口推計では、今から22年後の2035年（平成47年）には秋田県の人口は78万3,000人、潟上市は2万9,000人となっております。これを平成17年と比較しますと、県は31.7%の減、本市は減少率こそ県内では少ないものの、それでも17.5%の減であります。また、人口減少のスピードはこの推計値を上回り、さらに加速していくことが十分に予想されます。

人口減少の主な要因としましては、高齢化社会の進展による死亡数の上昇もございませぬが、根本は出生数の減少であります。それは、結婚者数の減少・晩婚化、また、婚姻カップルの子供に対する意識変化も大きな要因と言われております。こうした晩婚化・非婚化の抑制、そして夫婦間の「子供をもうける」ことに対する意識の変化を喚起していくことが重要であるとともに、人口減少対策につきましては幅広い産業で需要を拡大させ、地域経済を活性化し、雇用を創出していくことが最大の対策であることも認識しております。

本市では、これまでも農商工連携を図りながら、それぞれの経営資源を有効活用した「元気印企業」の育成を関係機関と連携しながら推進するとともに、奨励・優遇措置等の支援策を活用した昭和工業団地等への企業誘致を推進しております。また、企業や団体・個人に対しましては、県や国の支援制度などの情報提供を行うなど、民間が起業しやすい条件整備にも努めているところであります。

一方で、雇用の場は決して行政のみの取り組みで創出できるものではなく、あらゆる産業に従事する方々の自助努力も含め、地域が一体となった取り組みが必要であるとも認識しております。

今後は企業の誘致・育成とともに、市域全体としては、県都秋田市に隣接し都市型ベッドタウン的要素を持つ本市の立地を生かした出生数の増加策もあわせて考えていかなければなりません。すなわち、「より住みやすく暮らしやすい地域で、安心して子供を産み育てられる環境」をつくっていくことが最も大切であります。

本市では、総合発展計画後期基本計画の策定時に計画期間最終年の目標人口を2,000

人下げ3万6,000人と致しましたが、この目標人口はクリアしなければならないという「ノルマ」ではなく、各種施策を展開する上での根拠・土台と捉え設定したものであります。「まちづくり計画」とはあらゆる意味、夢の持てるものでなければなりません。夢のないまちは誰もが魅力を感じず、まして住みたいとは思わず、人口減少にさらに拍車がかかるのではないのでしょうか。

昨今の社会経済情勢のもと、人口問題について劇的な好転をもたらすことは正直言って非常に厳しい面があることは承知しておりますが、かといって何も手を打たなければ一層過疎高齢化が進み、税収減少や地域活力の低下、地域コミュニティの崩壊、伝統文化の喪失等、人口減少を甘受することによる様々な悪影響が予想されます。

今後も総合的施策の複合展開による「住んでよかった」と言われる住環境の整備、つまり雇用（企業誘致）、福祉、子育て、教育、産業など様々なジャンルによる総合的な対策を長期的な視点を持って継続していくことが最も効果の期待できることであり、これに尽きるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、一般質問の2つ目、「ジェネリック医薬品について」お答え致します。

高齢化の進展による医療費の増加、経済状況の低迷による保険税収入の減少などにより、市町村国保の財政は年々厳しさを増してきている状況は藤原議員ご指摘のとおりであります。

一般会計から国保会計への約3億円の繰出金の中には、基盤安定繰入金等、国・県からの補助金が一旦一般会計に入ってから市の持ち出し分と合わせて国保会計へ繰り出す形になっております。実質市の持ち出し分は、23年度では約6,000万円でした。潟上市は基準内の繰り入れとなっており、今のところ健全な国保財政を保っております。

25年度の主要施策でもお知らせしておりますように、潟上市でもジェネリック医薬品の利用促進により医療費の削減と患者負担の軽減を図るため、新規事業としてジェネリック医薬品差額通知を実施することにしております。

それでは、1点目の「ジェネリック医薬品使用促進について医療機関、薬局との協議はどのようにしているか」というご質問であります。潟上市として直接医療機関等へ利用促進についてお願い等はしておりません。

ただ、市の国保運営協議会の中で保険医代表委員として市内医療機関の3人の医師がおり、会議の中で、近年の傾向からジェネリック医薬品に関する事項について常々話題となっております。

ジェネリック医薬品の利用に関しては、処方箋の記載方法にあるようにジェネリック医薬品への変更ができないという表現のみにとどまっており、ジェネリック医薬品を使用しなさいという表現はできないということでもあります。ジェネリック医薬品に切り替えるのはあくまでも患者本人の意思によるものですので、市としては可能な限りジェネリック医薬品に切り替えていただき、医療費が削減されることを期待するものであります。

2点目の「潟上市のジェネリック医薬品の使用割合と使用促進対策をどのようにとりますか」というご質問であります。潟上市の平成24年11月調剤分の医薬品数による使用割合は22.16%でありました。8月調剤分のデータでは21.25%でしたので、この3カ月で0.91%上昇しているということでもあります。

24年度はジェネリック医薬品のPR年度とし、市広報への掲載やパンフレット配布による啓発に努めており、25年度は対象者へ直接差額通知を送付し、ジェネリック医薬品への切り替えや関心を持っていただきたいと思いますと考えております。今後も機会あるごとにPRをしてまいります。

3点目の「差額通知実施の見込みはいつになりますか」というご質問であります。25年8月と翌年2月の年2回実施致します。1カ月の薬代が新薬と比較して500円以上の差額がある方を対象に通知致しますが、対象者は1回当たり800人程度を見込んでおります。差額通知の作成は、秋田県国保連合会に1通200円で委託する予定で、25年度当初予算に差額通知を実施する経費として40万円を計上しております。

4点目の「将来、電子レセプトデータ活用による保健活動をどのように考えますか」というご質問であります。県内の国保保険者は平成22年4月から全て電子レセプトに変わり、国保連合会との事務処理等がスムーズにできるようになりました。将来は、電子レセプトの診療データ等を保健師の訪問活動に活用できれば市民の健康管理、健康指導へとつながり、医療費の削減になるものと考えております。

以上であります。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 再質問というよりも要望としてまとめて申し上げます。

1点目の3項目については、1つ目は財政の健全化でございますけれども、今、臨時のいわゆる市債関係も6億円ですか、そういうふうなのがあります。これは本来ですと交付税になるべき性格のものはずです。これが国のいわゆる交付税の5税が不足だというふうなことで臨時財政対策費という形でもって市債に振り替えているというふうなことでございますが、私はやはり国の予算というのは、国の予算と、それから地方財政計画と2本立てになっております。これは地方交付税法に決まっているわけでございますが、やはり地方6団体、ここだけでなくて地方の声というんですか、地方6団体もって地方財政計画についてもっと声を大きくするというふうなことがやはり大事だと。国が、地方も国の予算も推察与奪を握っているというふうなことになると思いますので、そこら辺はやはり地方の声をもっと大きくしていくというふうなことが財政上にも非常に大事だと。同時にやはり内部的に健全化比率がパスしましても、十分やはり対応、先ほどの市長のご答弁のように対応していただきたいというふうに思います。

それから、2つ目の雇用対策でございますが、企業誘致は大変難しい面もございますので、企業誘致の奨励措置とか中小企業の資金関係もあるわけでございますが、現在潟上市の地域産業の中で工業関係でもかなり光るものがございます。そういうふうなものをどうバックアップしていくかと、これは市だけじゃなくて県の関係もありますので、そういう点を今後はやはり十分検討していただきたいというふうに思います。市の方では企業の関係の方々の懇談会もあります。その際も含めまして十分PRすることが大事じゃないかというふうに思います。

人口問題につきましては、今日の魁新報に大きく取り上げられております。30年ですと秋田県の人口が20%ぐらい減るというふうな想定されておりますけれども、仮に、潟上市が緩やかでございますが、もし減るとすれば、そのままの数値を使って大変恐縮ですが2万7,000人程度になるというふうなことでございますので、いろんな政策、財務関係も含めまして政策の関係の大きな影響を及ぼす数字でございますので、いわゆる今後の政策は人口問題どうなるかということは潟上市全体の政策をどう展開していくかというふうなことにもなります。先ほど市長は3万6,000人という、夢がなければというようなことでございますが、仮に今3万4,422人でございますので3万6,000人という大分落差があるわけで、格差があります。そうなりますと、夢以上のものがあると。夢も大事でございますが現実はどう対応していくかというふうなことを十分配慮していただきたいというふうに思います。

それから、先ほど根部長から説明ありましたジェネリックにつきましては、お隣の菅原議員も大分いろいろとご質問なさっておりますので十分わかりました。

最近は、ジェネリックの市のPRが大変強化されたというふうに私は評価しております。同時に今、新聞報道ありましたように生活保護の受給者がこのジェネリックを使うというふうな厚生労働省の発表というのは、昔、国のトップの方が貧乏人は麦を食えと、今、麦は健康食品でございますが、そういうふうなことでひんしゆく買った時代もございます。そういうふうな思想が脈々と流れているんじゃないかというふうに私は指摘したいというふうに思います。そして、これはいわゆる、20数%台でございますが、国のやはり数値目標が30でございますので、それにやはり努力するというふうな姿勢が大事だというふうに思いますので、いわゆる三者、いわゆる医師、薬剤師、そういうふうなものとの連携を、国保の運営協議会のこともありましたけれども、さらに深めていただきたいというふうに思います。

以上、要望を申し上げまして終わります。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため2月27日から3月11日までの13日間、本会議を休会としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認め、2月27日から3月11日までの13日間、本会議を休会とすることに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会致します。

なお、3月12日火曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集お願い致します。

どうもお疲れさまでした。

---

午後 0時27分 散会